

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業)
公募要領

平成 27 年 4 月
一般社団法人温室効果ガス審査協会

一般社団法人温室効果ガス審査協会（以下「協会」という。）では、環境省から平成 27 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）の交付決定を受け、事業場・工場におけるエネルギー起源 CO2 排出抑制のための先進的で効率的な低炭素機器等の導入を行う事業（以下「補助事業」という。）に対する補助金を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の概要、補助事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、本公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続き等を行っていただくことになります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、選定され、補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者（以下「応募者」という。）が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。なお、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

1. 補助金の目的

○ 本補助金は、先進的で高効率な低炭素機器の導入に取り組む事業者が、当該機器の導入等を加味した適切なCO₂排出削減目標を設定し、低炭素機器の導入と併せて事業所における運用改善も行いつつ、本事業の参加者全体で排出枠を調整し、補助事業全体で確実な排出削減を担保し、業務・産業両部門におけるCO₂排出量を効率的に大幅削減する事業（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減事業）の一環として、先進的で高効率な低炭素設備機器として環境大臣が指定するもの（「Best Available Technology:利用可能な最良の技術」を用いた機器）の導入を支援することを目的としています。

○ 本補助金の執行は、関係法令及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「施行令」という。）及びその他の法令の定め並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）交付要綱（環地温発第1404017号）（以下「要綱」という。）及び先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業実施要領（環地温発第1404018号）（以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。（詳細は「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

- ・ 事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・ 事業完了後も、事業報告書の提出が必要です。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取消やそれに伴う補助金の返還を命ずることもあります。

2. 補助金の内容

応募者は、別紙1「環境省指定先進的高効率設備機器一覧（以下「BAT設備機器一覧」という）」に掲載された設備機器を含むエネルギー起源CO₂削減に資する設備機器（以下「BAT設備機器等」という。）の導入や、事業場・工場全体における運用改善の取組を加味した適切なCO₂排出削減目標を申告し、実施要領第3（6）②に定める方法（リバースオークション方式）による選定を経て、補助金の交付の手続きを行うこととします。

3. 応募者の要件

本補助事業の応募者の要件は以下のアからエの法人・団体であり、かつ①から③の要件をすべて満たすものとします。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

- ① 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- ② 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ③ 別紙2に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

※ ESCO 事業、リース等を活用した参加に際しては、原則として BAT 設備機器等の所有者を代表事業者、BAT 設備機器等を導入する事業場・工場の所有者を共同事業者として共同申請することが可能です。共同申請における参加形態に関する疑義は、個別にお問い合わせください。

※ リースを活用する場合、応募書類にリース契約書（案）及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（リース料算出内訳）の提出が必要です。また、原則として、設備の法定耐用年数期間は、リース契約を継続頂く必要があります。

※ 補助事業の実施については、単独の事業場・工場における実施に限らず、同一法人の複数の事業場・工場において実施し、1 申請として応募することも可能です（グループ参加）。この場合、BAT 設備機器等の導入のない事業場・工場が含まれていてもかまいませんが、参加する事業場・工場のエネルギー管理・CO2 排出量管理が同一の方法で実施されていることが条件となります。

※ 同一法人が複数のビルにテナントとして入居している場合は、各ビルのオーナーを複数の共同事業者とすることでグループ申請が可能です。（実施事業者＝本補助金を利用して導入した BAT 設備機器等を実際に使用して CO2 排出削減に取り組む者）

※ 今年度に辞退した実施事業者については、補助事業を円滑に進める観点から、翌年度に実施される本補助金に採択されないことがある。なお、辞退理由が他の補助金採択による場合、若しくは天災による場合はこの限りではない。

4. 補助事業の要件

国内の事業場・工場において、BAT 設備機器等の導入を行う事業のうち、以下①から③の要件をすべて満たす事業

- ① 事業場・工場における基準年度排出量（実施要領第3（2）②参照）が 50t-CO2 以上であること
 - ② 補助事業実施後の事業場・工場の二酸化炭素排出量が、基準年度比で削減される事業内容であること
 - ③ 別紙1「BAT 設備機器一覧」に掲載された設備機器を少なくとも1つ以上導入すること
- ※ 基準年度排出量については、「ASSET モニタリング報告ガイドライン ver. 4.0」（以下「モニタリングガイドライン」という。）に定める算定方法により、別途定める様式（算定報告書）を用いて算定します。なお、基準年度排出量の算定が不可能である場合は、申請が出来ません。
- ※ 事業場・工場の定義及び単位の考え方については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）の取扱いに準じます。
- ※ ②に関して、補助事業は既存の設備機器をより高効率な設備機器に更新する事業（CO2 排出抑制を実現するために、異なる種類の設備機器に取り替える場合を含む）であり、新規導入（もともとエネルギー消費のないところに新たにエネルギー消費を発生させる新規の設備機器の導入）は対象外となります。ただし、導入する設備機器の能力・出力が、既存設備機器の能力・出力を超えても差し支えありません。

5. 補助対象経費

BAT 設備機器等の導入に要する以下の経費（以下「補助対象経費」という。）が対象であり、補

助事業で使用されたことを証明できるものに限ります。補助対象経費の詳細は、別表第1をご参照下さい。

- ① 本工事費（材料費・労務費・直接経費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費）
- ② 付帯工事費（機械器具費・測量及試験費）
- ③ 機械器具費
- ④ 測量及試験費
- ⑤ 設備費
- ⑥ 事務費

なお、国からの他の補助金等（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費は含めることができません。また、本補助金と、エネルギー環境負荷低減促進税制（グリーン投資減税）の併用もできません。

<補助対象外経費>

以下の費用は補助対象外となります。

- ・ CO2 排出削減に寄与しない機器・設備や、周辺機器（法定必需品など）
- ・ 既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- ・ 少量排出源になるような機器（非常用発電機等）
- ・ 既存設備の撤去・移設費（当該撤去・移設に係る諸経費も含む）
- ・ 数年で定期的に更新する消耗品
- ・ 予備品
- ・ 官公庁等への申請、届出等に係る費用
- ・ 本補助金への応募・申請手続に係る経費
- ・ 建物や配管等の防熱・断熱強化工事（断熱パネル、断熱ガラス、断熱塗料、保温カバーの設置等）

6. 補助金の交付額

補助対象経費の1/3以内（1実施事業者あたりの補助金の上限は2億円）

7. 補助事業の実施期間

交付決定日から平成28年2月29日までとします。

8. 補助事業の選定及び交付決定

(1) 補助事業の選定基準

応募者より提出された書類等をもとに、「3. 応募者の要件」及び「4. 補助事業の要件」をすべて満たすものの中から、実施要領第3（6）②に定める方法（リバースオークション方式）により、予算の範囲内で補助事業を選定します。

リバースオークション方式は、下記の式により算出される値の小さいもの（=1t-CO2削減量当たりの補助金額が少ない事業）から順に、予算額に達するまで選定する方式です。

$$\text{補助の費用効率性} = \frac{\text{補助金交付申請額}}{\text{補助事業実施により実現できる CO2 排出削減量 (※)}}$$

※ 補助事業実施により実現できる CO2 排出削減量 =
（BAT 設備機器等導入による CO2 排出削減目標量 / 年

+BAT 設備機器等導入以外の排出削減取組による CO2 排出削減目標量/年×1/2)
×導入される設備の法定耐用年数

- ※ 「BAT 設備機器等導入以外の排出削減取組による CO2 排出削減目標量」とは、施設の運用改善努力による削減量等を指します。なお、1/2 を乗じる理由は、本削減量は、BAT 設備機器等導入に比べて削減効果の継続性に課題がある点を考慮し、評価するためです。なお、空間ごと、用途ごと又は個別機器ごとの分解能でエネルギー消費状況を計測・分析した上で、複数のエネルギー消費設備を制御するシステム等が設置される場合には、運用改善であっても当該効果の継続が期待されるため、1/2 を乗じる必要はありません。また、1/2 を乗じるのは、選定基準としての費用効率性を算出する時のみであり、CO2 排出削減目標の達成の有無の確認に用いる実排出量の算定においては、1/2 を乗じません。
- ※ 法定耐用年数の異なる BAT 設備機器等がある場合については、次のいずれかにより法定耐用年数を決めます。
 - ア 複数設備機器の耐用年数の単純平均
 - イ それぞれの設備機器の排出削減目標量に対する寄与度を踏まえた加重平均による耐用年数
- ※ 排出削減目標量については、応募書類に記載した値を、応募書類提出後に変更することはできません。基準年度排出量については、検証を受検した結果、変動することがありますが、この場合でもこれらの数値を変更することはできません。
- ※ 環境省と協議の上、費用効率性のボーダーラインを設ける場合があります。

なお、別紙1「BAT 設備機器一覧」に掲げる設備機器の導入比率（以下、「BAT 設備機器導入比率」という。）が20%未満の場合、BAT 設備機器導入比率が20%以上の他の事業との費用効率性の比較において劣後させることがあります。

BAT 設備機器導入比率（%）

$$= \frac{\text{別紙1「BAT 設備機器一覧」に掲げる設備機器の材料費合計}}{\text{BAT 設備機器等の材料費合計}} \times 100$$

※本工事費のうち、材料費だけで比率を出します。

（2）補助金の交付決定

選定された事業者は、補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います。）。交付申請書については、原則として採択から3週間以内で提出していただきます。その際、補助金対象となるのは、事業実施期間までに支払いが完了するものとします。

協会は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた後に事業開始することになります。補助事業者が他の事業者等と契約を締結するにあたっては、契約・発注日は協会の交付決定日以降（交付決定日を含む。）でなければなりません。

9. 実績報告及び書類審査等

補助事業が完了（補助対象設備の支払いが完了したことを指す）したときは、交付規程に従い、事業終了後30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を協会宛に提出していただきます。

協会は補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

10. 補助金の支払い

補助事業者は、協会から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出いただきます。その後協会から補助金を支払います。

11. 応募の方法

(1) 提出書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。提出書類のうち、ア及びエ（別添1～4）については、必ず次の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

なお、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承下さい。

ア 応募申請書【様式1】(Word(.doc)形式)

イ 代表事業者の業務概要がわかる資料及び定款又は寄附行為

ウ 代表事業者ならびに共同事業者の直近2期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※1

（応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表、損益計算書を提出すること。）

エ 下表に定める別添資料

区 分		事業場		工場	
		単独参加	グループ参加	単独参加	グループ参加
別添1	整備計画書	○	○	○	○
	別紙1 事業実施場所の一覧	—	○	—	○
	別紙2 他の補助事業の利用状況等について	○	○	○	○
	別紙3 法定耐用年数の根拠について	○	○	○	○
別紙4 補助対象として導入される先進技術による設備について	○	○	○	○	
別添2	経費内訳(平成27年度)	○	○	○	○
別添3	平成28年度の年間CO2削減目標量の内訳(任意様式の添付可)	○	○	○	○
別添4	算定報告書	○	○	○	○
その他 添付資料	導入する設備・技術に関する説明資料(様式任意)	○	○	○	○
	建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告の写し(直近のもの)※2	○	○	—	—
	対象設備に関するリース契約書等(案)、リース料計算書(任意様式)	リースの場合のみ			

- ※1 事業実施主体は、補助事業を確実に遂行できる経理的基礎を有することが必要です。このため、経理状況説明書として、直近2カ年の貸借対照表及び損益計算書をご提出いただき、経理的基礎に係る審査を行います。連続して債務超過または赤字決算である場合、経営改善計画を作成し、添付してください。
- ※2 「建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告の写し」は、別添4「算定報告書」に記載箇所のある、建物の延べ床面積を確認のために提出いただくものです。

(2) 公募期間

平成27年4月27日(月)～平成27年5月29日(金) 15時必着

- ※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が協会の事情に起因しないものについては、受理しません。

(3) 提出部数

(1) 正本1部・副本1部(別添1～別添4のみ)を提出して下さい。(ファイリングは不要ですが、2つ穴の紐閉じとして下さい。)

また、別添1～別添4の提出書類のデータを保存したCD-Rを1部提出して下さい。CD-Rに事業者名・事業場または工場名を必ず記載して下さい。

なお、提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

(4) 提出方法及び提出先

(1) で示した書類(紙)と電子媒体を、郵送により下記提出先へ提出してください(書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります(上記公募期間内に必着のこと))。持ち込みは不可です。

提出書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び「平成27年度ASSET事業応募書類」を朱書きで明記してください。

提出先：一般社団法人温室効果ガス審査協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-29-1

住友不動産一ツ橋ビル 7階

(5) 公募説明会

申請を検討する事業者の方向けに、下記のとおり、公募説明会(6箇所7回)を開催します。なお、紙資源節約のため、当日、資料の配布はしません。各自必要な資料をお持ちいただくよう、お願いいたします。

○東京会場

- ・日時 平成27年5月12日(火)、平成27年5月15日(金) 13:30～16:15
- ・場所 TKP ガーデンシティ竹橋 ホール10E (定員195名)
〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-2-2 住友商事竹橋ビル10階

○札幌会場

- ・日時 平成27年5月13日(水) 13:30～16:15
- ・場所 TKP 札幌カンファレンスセンター カンファレンスルーム7A (定員69名)
〒060-0003 札幌市中央区北三条西3丁目1-6 札幌小暮ビル7階

○福岡会場

- ・日時 平成27年5月13日(水) 13:30～16:15
- ・場所 TKP カンファレンスシティ博多 TKPホール (定員132名)

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 3-19-5 博多石川ビル 1 階

○名古屋会場

- ・日時 平成 27 年 5 月 14 日 (木) 13:30~16:15
- ・場所 TKP ガーデンシティ名古屋新幹線口 バンケットホール 7 B (定員 177 名)
〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町 1-16 井門名古屋ビル 7 階

○大阪会場

- ・日時 平成 27 年 5 月 14 日 (木) 13:30~16:15
- ・場所 TKP ガーデンシティ東梅田 バンケット 6 A (定員 159 名)
〒530-0057 大阪府大阪市北区曾根崎 2-11-16 梅田セントラルビル 6 階

○仙台会場

- ・日時 平成 27 年 5 月 15 日 (金) 13:30~16:15
- ・場所 TKP ガーデンシティ仙台勾当台 カンファレンス 2 (定員 54 名)
〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル 3 階

(7) 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、平成 27 年 4 月 27 日(月) から平成 27 年 5 月 22 日(金) までの期間、受付します。詳細は、次のとおりです。

問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名を「【問い合わせ】平成 27 年度 ASSET 事業 (〇〇株式会社)」とし、括弧内に団体等の名称を記入してください。

<問い合わせ先>

一般社団法人温室効果ガス審査協会：担当 角田、高野、加藤、久保

E-mail：asset@gaj.or.jp

TEL：03-6261-4381

FAX：03-6261-4382

設備費	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第2に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び設備費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>
	測量及試験費		
設備費	設備費		
事務費	事務費		

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

別表第2

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

○補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則平成28年2月末日までに行われる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から2週間以内に当該支払いに対する領収書を協会に提出することとする。）となります。

(2) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請に係る補助事業の計画が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。
- ・ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は、協会から交付決定を受けた後に、事業開始することとなります。補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）は、次のとおりです。

- ・ 契約・発注日は、協会の交付決定日以降（交付決定日を含む。）であること。

(4) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、納品書、検収書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は平成28年3月10日のいずれか早い日までに補助金の実績報告書を協会宛て提出していただきます。

協会は、補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた委託等については、原価計算により利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（委託費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします(詳細は p15「補助事業における利益等排除について」参照)。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額の確定通知を受けた後、速やかに実施責任者印を押印した精算払請求書を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。

(4) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

○補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで、補助事業においても、今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている関係会社（親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社）を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

環境省指定先進的高効率設備機器一覧（BAT設備機器一覧）

対象機器	基準
①ガスヒートポンプ	<p>室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもののうち、JIS B 8627 に掲げる計算式に基づいて算出される期間成績係数（APF）もしくは成績係数（COP 冷房時）について下記いずれかの基準を満たすもの。なお、発電機能付きの製品については APF・COP 等を測定できないため、その母型機の APF・COP 等によって判断するものとする。</p> <p>（APF・高位発熱量基準） 2.24 （COP・高位発熱量基準） 1.36</p>
②店舗・オフィス用エアコン	<p>冷凍機を組み込んだ空気調和機で、室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもの）と、室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る）を同時に設置する場合のものうち、個別制御ができない店舗・オフィス用途のもの。JIS B 8616 : 2006 に掲げる計算式に基づいて算出される通年エネルギー消費効率（APF）が以下の基準を満たすもの。なお、冷房能力が 16kW 以下の機器については、低 GWP 冷媒（R32 以下のもの）を利用したものに限る。</p> <p>冷房能力 ≤ 4.0kW : 6.7 4.0kW < 冷房能力 ≤ 5.0kW : 6.5 5.0kW < 冷房能力 ≤ 6.3kW : 6.2 6.3kW < 冷房能力 ≤ 11.2kW : 6.3 11.2kW < 冷房能力 ≤ 16.0kW : 5.6 16.0kW < 冷房能力 : 5.0</p>
③設備用エアコン	<p>電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機で、1 台の室外機に対し 1 台または複数台の室内機を接続することが可能なものうち、主に工場向けのもの。通常、室内機は床置き型である。JIS B 8616 : 2006 に掲げる計算式に基づいて算出される COP（成績係数）もしくは通年エネルギー消費効率（APF）について下記いずれかの基準を満たすもの。</p> <p>（APF） 冷房能力 ≤ 14.0kW : 4.4 14.0kW < 冷房能力 ≤ 28.0kW : 4.5 （COP） 28.0kW < 冷房能力 ≤ 45.0kW : 3.55 45.0kW < 冷房能力 ≤ 56.0kW : 3.48 56.0kW < 冷房能力 : 2.90</p>

<p>④ビル用マルチエア コン</p>	<p>冷凍機を組み込んだ空気調和機で、室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもの）と、複数の室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る）を同時に設置する場合のものうち、個別の制御が可能なビル用途のもの。JIS B 8616 : 2006 に掲げる計算式に基づいて算出される COP（成績係数）もしくは通年エネルギー消費効率（APF）について下記いずれかの基準を満たすもの。</p> <p>（APF） 冷房能力 ≤ 14.0kW : 5.3 14.0kW < 冷房能力 ≤ 16.0kW : 5.2 16.0kW < 冷房能力 ≤ 22.4kW : 5.7 22.4kW < 冷房能力 ≤ 28.0kW : 5.5 28.0kW < 冷房能力 ≤ 33.5kW : 5.4 33.5kW < 冷房能力 ≤ 40.0kW : 5.2</p> <p>（COP） 40.0kW < 冷房能力 ≤ 69.0kW : 3.84 69.0kW < 冷房能力 ≤ 101.0kW : 3.74 101.0kW < 冷房能力 : 3.60</p>
<p>⑤吸収式冷温水機 吸収式冷凍機</p>	<p>臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において 2 回以上再生するものうち、冷凍能力または加熱能力を加熱源熱消費量（消費電力は含まない）で除して算出される成績係数（COP）が以下の基準を満たすもの。</p> <p>冷房能力 < 70RT : 1.12 70RT ≤ 冷房能力 < 100RT : 1.30 100RT ≤ 冷房能力 : 1.35</p> <p>（高位発熱量基準）</p>
<p>⑥温水ボイラ</p>	<p>燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して業務用の給湯や暖房用途の温水を発生させ、その温水を他に供給するものうち、JIS B 8222 陸用ボイラー熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法または熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が以下の基準を満たすもの。</p> <p>出力 < 1000kW : 105% 1000kW ≤ 出力 : 88%</p> <p>（低位発熱量基準）</p>
<p>⑦蒸気ボイラ</p>	<p>ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して水蒸気を発生させ、その蒸気を他に供給するものうち、JIS B 8222 陸用ボイラー熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法または熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が以下の基準を満たすもの。</p> <p>蒸発量 ≤ 1500kg/h : 96%</p>

	<p>1500kg/h<蒸発量≤7200kg/h : 98%</p> <p>7200kg/h<蒸発量 : 94%</p> <p>(低位発熱量基準)</p>
⑧潜熱回収型給湯器	<p>排気中の潜熱を回収して再加熱するための機能を有する給湯器のうち、JIS S 2109 にて規定されている熱効率（給水温度を 40℃昇温させる時の給湯出力とガス熱量（高位発熱量基準）の比）から算出された熱効率が 0.95 以上であるもの</p>
⑨空気冷媒方式冷凍機	<p>空気の断熱膨張における温度低下により、-50～-100℃の空気を得る冷凍機のうち、定格能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値(COP)が 0.4 以上であるもの。なお、COP は庫内温度：-60℃、庫服量：1000 トン程度の条件下において算出したものとする。</p>
⑩冷凍冷蔵倉庫用自然冷媒冷凍機	<p>主に冷凍冷蔵倉庫用途として-40～-5℃程度の冷媒を庫内に循環させる冷凍機のうち、定格能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。</p> <p>-20℃<保管温度帯≤10℃ 冷凍能力≤150kW : 2.96 150kW<冷凍能力 : 3.67</p> <p>-40℃<保管温度帯≤-20℃ 冷凍能力≤50kW : 2.04 100kW<冷凍能力≤200kW : 2.10 200kW<冷凍能力 : 2.06</p> <p>保管温度帯≤-40℃ 冷凍能力≤50kW : 1.46 50kW<冷凍能力≤100kW : 1.55 100kW<冷凍能力≤150kW : 1.46 150kW<冷凍能力≤200kW : 1.70 200kW<冷凍能力 : 1.75</p>
⑪空冷ヒートポンプチラー	<p>冷温水を発生させる空冷式のチリングユニットで電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して算出した数値の平均値(COP)が以下の基準を満たすもの。なお、COP は外気温度 35℃、冷水入口 14℃、冷水出口 7℃の条件下において算出したものとする。</p> <p>冷却能力≤60.0kW : 3.41 60.0kW<冷却能力≤90.0kW : 3.97 90.0kW<冷却能力≤120.0kW : 3.59 120.0kW<冷却能力 : 3.35</p>
⑫水冷ヒートポンプチラー	<p>冷温水を発生させる水冷式のチリングユニットで電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものうち、定格冷房能力を定格冷房消費</p>

	<p>電力で除して算出した数値(COP)が以下の基準を満たすもの。なお、COPは冷水入口12℃、冷水出口7℃、冷却水入口30℃、冷却水出口35℃の条件下において算出したものとする。</p> <p>冷却能力\leq20.0kW : 3.85 20.0kW$<$冷却能力\leq40.0kW : 3.90 40.0kW$<$冷却能力\leq80.0kW : 3.98 80.0kW$<$冷却能力 : 5.15</p>
⑬ターボ冷凍機	<p>電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の熱源機のうち JIS B 8621 に掲げる計算式に基づいて算出される成績係数 (COP) もしくは期間成績係数 (IPLV) について下記いずれかの基準を満たすもの。ただし、オゾン破壊係数が0の冷媒を使用しているものに限る。</p> <p>(COP) 冷凍能力\leq220USRT : 5.69 220USRT$<$冷凍能力\leq500USRT : 5.96 500USRT$<$冷凍能力\leq1000USRT : 6.12 1000USRT$<$冷凍能力 : 6.03</p> <p>(IPLV) 冷凍能力\leq220USRT : 8.18 220USRT$<$冷凍能力\leq1000USRT : 8.70 1000USRT$<$冷凍能力 : 8.98</p>
⑭スクリーユ冷凍機	<p>スクリーユ型圧縮機を使用するヒートポンプ方式の冷凍機のうち、定格能力を定格消費電力で除して算出される COP (成績係数) が、以下の基準を満たすもの。</p> <p>冷房能力\leq1000kW : 5.43 1000kW$<$冷房能力\leq1500kW : 5.62 1500kW$<$冷房能力 : 5.43</p>
⑮自然冷媒ヒートポンプ給湯機	<p>電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機で、自然冷媒を利用したもののうち、JRA4060:2009に基づいて算出される夏期、冬期、中間期の成績係数 (COP) の平均値が以下の基準を満たすもの。</p> <p>加熱能力\leq20kW : 4.53 20kW$<$加熱能力 : 4.03</p>
⑯高温水ヒートポンプ	<p>下水熱や工場排水等の未利用熱を熱源水として活用するヒートポンプであり、水等の二次媒体を加熱する熱源機のうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。なお、算出に当たっては、温水出口温度、熱源水入口温度を使用条件に応じて以下のとおり設定することを前提条件とする。</p> <p>加熱能力$<$100kW 温水出口温度 65℃、熱源水入口温度 15℃ : 2.62 温水出口温度 65℃、熱源水入口温度 30℃ : 3.35 温水出口温度 65℃、熱源水入口温度 45℃ : 3.49</p>

	<p>加熱能力$\geq 100\text{kW}$ 温水出口温度 65℃、熱源水入口温度 15℃ : 2.70 温水出口温度 65℃、熱源水入口温度 30℃ : 3.39 温水出口温度 65℃、熱源水入口温度 45℃ : 4.56</p> <p>加熱能力$\geq 100\text{kW}$ 温水出口温度 90℃、熱源水入口温度 15℃ : 2.69 温水出口温度 90℃、熱源水入口温度 30℃ : 3.15 温水出口温度 90℃、熱源水入口温度 45℃ : 3.09</p>
⑰循環加熱ヒートポンプ	<p>循環する水等の二次媒体を加熱する熱源機であり、ヒートポンプ方式のもののうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が 2.66 以上であるもの。なお、算出に当たっては、吸込空気温度を冬期：7℃、中間期 16℃、夏期 25℃、温水出口温度を 65℃とすることを前提条件とし、それぞれの季節の平均値を取る。</p>
⑱熱風ヒートポンプ	<p>高温の熱風を発生させる装置であり、自然冷媒を用いたヒートポンプ方式のものうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が 3.44 以上であるもの。なお、算出に当たっては、空気入口温度：20℃、熱風供給温度 100℃、熱源水入口温度 30℃、熱源水出口温度 25℃を前提条件とする。</p>
⑲蒸気発生ヒートポンプ	<p>蒸気を発生させる装置であり、ヒートポンプ方式のものうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。なお、算出に当たっては、蒸気供給温度、熱源水入口温度を使用条件に応じて以下のとおり設定することを前提条件とする。</p> <p>蒸気供給温度 120℃、熱源水入口温度 65℃ : 3.53 蒸気供給温度 150℃、熱源水入口温度 90℃ : 3.00 蒸気供給温度 165℃、熱源水入口温度 70℃ : 2.46</p>
⑳誘導モータ	<p>固定子巻線に交流電流を流して回転磁界をつくり、電磁誘導によって回転子巻線に誘導電流を流し、それと磁界との作用により回転トルクを発生させるモータのうち機械出力を入力電力で除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。なお、算出にあたっては極数：4 極、周波数：60Hz における数値とする。</p> <p>容量$\leq 2.2\text{kW}$: 89.7 2.2kW < 容量$\leq 10.0\text{kW}$: 91.7 10.0kW < 容量$\leq 22.0\text{kW}$: 93.2 22.0kW < 容量$\leq 37.0\text{kW}$: 94.5 37.0kW < 容量 : 95.8</p>
㉑永久磁石同期モータ	<p>回転子に永久磁石 (PM) を使用した同期モータのうち、機械出力を入力電力で除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。なお、算出にあたっては定格回転速度が 1,800r/min における数値とする。</p>

	<p>容量\leq3.0kW : 90.4 3.0kW$<$容量\leq6.5kW : 92.8 6.5kW$<$容量\leq45.0kW : 94.6 45.0kW$<$容量 : 96.5</p>
②変圧器	<p>電磁誘導を利用して交流電圧を昇降させる装置のうち、「無負荷損の値」と「負荷損に基準負荷率の自乗を乗じた値」を足して算出される数値（全損失 W）が以下の基準を満たす（基準以下）ものとする。</p> <p>【油圧変圧器、単相】 (50Hz)</p> <p>容量\leq10kVA : 58 10kVA$<$容量\leq20kVA : 96 20kVA$<$容量\leq30kVA : 129 30kVA$<$容量\leq50kVA : 190 50kVA$<$容量\leq75kVA : 210 75kVA$<$容量\leq100kVA : 266 100kVA$<$容量\leq150kVA : 367 150kVA$<$容量\leq200kVA : 465 200kVA$<$容量\leq300kVA : 615 300kVA$<$容量\leq500kVA : 848</p> <p>(60Hz)</p> <p>容量\leq10kVA : 56 10kVA$<$容量\leq20kVA : 94 20kVA$<$容量\leq30kVA : 125 30kVA$<$容量\leq50kVA : 182 50kVA$<$容量\leq75kVA : 202 75kVA$<$容量\leq100kVA : 253 100kVA$<$容量\leq150kVA : 340 150kVA$<$容量\leq200kVA : 445 200kVA$<$容量\leq300kVA : 596 300kVA$<$容量\leq500kVA : 835</p> <p>【油圧変圧器、三相】 (50Hz)</p> <p>容量\leq20kVA : 129 20kVA$<$容量\leq30kVA : 172 30kVA$<$容量\leq50kVA : 245 50kVA$<$容量\leq75kVA : 275 75kVA$<$容量\leq100kVA : 326 100kVA$<$容量\leq150kVA : 440 150kVA$<$容量\leq200kVA : 535 200kVA$<$容量\leq300kVA : 734 300kVA$<$容量\leq500kVA : 1,063</p>

500kVA < 容量 ≤ 750kVA : 1,930
750kVA < 容量 ≤ 1000kVA : 2,358
1000kVA < 容量 ≤ 1500kVA : 3,258
1500kVA < 容量 ≤ 2000kVA : 4,265

(60Hz)

容量 ≤ 20kVA : 126
20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 169
30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 240
50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 257
75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 310
100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 420
150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 511
200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 685
300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 1,001
500kVA < 容量 ≤ 750kVA : 1,850
750kVA < 容量 ≤ 1000kVA : 2,300
1000kVA < 容量 ≤ 1500kVA : 3,208
1500kVA < 容量 ≤ 2000kVA : 4,118

【モールド変圧器、単相】

(50Hz)

容量 ≤ 10kVA : 78
10kVA < 容量 ≤ 20kVA : 118
20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 162
30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 231
50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 197
75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 228
100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 316
150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 396
200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 519
300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 787

(60Hz)

容量 ≤ 10kVA : 73
10kVA < 容量 ≤ 20kVA : 113
20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 148
30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 218
50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 186
75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 229
100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 291
150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 372
200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 521
300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 796

	<p>【モールド変圧器、三相】 (50Hz) 容量≤20kVA : 162 20kVA<容量≤30kVA : 197 30kVA<容量≤50kVA : 296 50kVA<容量≤75kVA : 251 75kVA<容量≤100kVA : 343 100kVA<容量≤150kVA : 448 150kVA<容量≤200kVA : 474 200kVA<容量≤300kVA : 630 300kVA<容量≤500kVA : 916 500kVA<容量≤750kVA : 1,873 750kVA<容量≤1000kVA : 2,305 1000kVA<容量≤1500kVA : 4,220 1500kVA<容量≤2000kVA : 5,275</p> <p>(60Hz) 容量≤20kVA : 161 20kVA<容量≤30kVA : 193 30kVA<容量≤50kVA : 291 50kVA<容量≤75kVA : 247 75kVA<容量≤100kVA : 313 100kVA<容量≤150kVA : 432 150kVA<容量≤200kVA : 484 200kVA<容量≤300kVA : 640 300kVA<容量≤500kVA : 922 500kVA<容量≤750kVA : 1,888 750kVA<容量≤1000kVA : 2,323 1000kVA<容量≤1500kVA : 4,158 1500kVA<容量≤2000kVA : 5,195</p>
<p>㊸ コージェネレーション</p>	<p>ガス・石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給システムのうち、JIS B 8121 コージェネレーションシステムに準じて算出された総合効率（発電端）又は発電効率について下記いずれかの基準を満たすもの。 （総合効率・低位発熱量基準） 82% （発電効率・低位発熱量基準） 41%</p>
<p>㊹ LED ベースライト照明器具（40W 直管蛍光ランプ形）</p>	<p>発光ダイオード（LED）を光源に使用した 40W 直管蛍光ランプ相当サイズのベースライト照明器具で、電気用品安全法の下での PSE マークが付与されているもののうち、定格光束を定格消費電力で除して算出した数値が 165.0[lm/W]以上のもの。</p>
<p>㊺ LED ベースライト</p>	<p>発光ダイオード（LED）を光源に使用した 32 形または 45 形蛍光</p>

<p>照明器具 (32 形/45 形 蛍光灯スクエアタイ プ)</p>	<p>灯相当のスクエアタイプのベースライト照明器具で、電気用品安全法の下での PSE マークが付与されているものうち、定格光束を定格消費電力で除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。</p> <p>45 形 : 146.7 (lm/W) 32 形 : 143.5 (lm/W)</p>
<p>②⑥ 電子計算機 (サーバ 型)</p>	<p>電子計算機であり、サーバ型のものうち、消費電力を複合理論性能で除して算出した数値が以下の基準を満たす (基準以下) もの。</p> <p>A 区分 : 1,418 B 区分 : 2,346 C 区分 : 1.3 D 区分 : 1.3 E 区分 : 3.93 F 区分 : - G 区分 : - H 区分 : - I 区分 : 0.15 J 区分 : 0.246 K 区分 : 0.65 L 区分 : 0.39</p>
<p>②⑦ 業務用冷凍冷蔵庫</p>	<p>レストランの厨房やスーパーマーケットのバックヤード等に使用される業務用の冷凍冷蔵庫のうち、JISB8630(日本工業規格)に準じて算出されたエネルギー消費効率 kWh/年 (機器が 1 年間に消費する電力量) が以下の基準を満たすもの。</p> <p>ただし、縦型は奥行 800 mm の製品を、横型は奥行 600 mm の製品をベースに設定しているため、その他の奥行の製品を水準値と比較する場合は、以下の通り補正した容積帯における水準値を参照することとする。</p> <p>縦型 : BAT における参照容積帯 = 800[mm] / 奥行[mm] × 容積[L] 横型 : BAT における参照容積帯 = 600[mm] / 奥行[mm] × 容積[L]</p> <p>【縦型冷蔵庫】 容量 ≤ 700L : 460 700L < 容量 ≤ 1,200L : 540 1,200L < 容量 : 730</p> <p>【横型冷蔵庫】 容量 ≤ 250L : 370 250L < 容量 ≤ 350L : 500 350L < 容量 ≤ 450L : 550 450L < 容量 : 649</p>

	<p>【縦型冷凍冷蔵庫】 (冷凍室1室) 容量\leq1,200L : 1,460 1,200L$<$容量 : 1,680</p> <p>(冷凍室2室) 容量\leq900L : 1,580 900L$<$容量\leq1,200L : 1,780 1,200L$<$容量 : 2,020</p> <p>【横型冷凍冷蔵庫】 容量\leq250L : 1,478 250L$<$容量\leq350L : 1,600 350L$<$容量 : 1,900</p> <p>【縦型冷凍庫】 容量\leq700L : 1,370 700L$<$容量\leq900L : 1,920 900L$<$容量\leq1,200L : 2,320 1,200L$<$容量\leq1,500L : 2,850 1,500L$<$容量 : 3,520</p> <p>【横型冷凍庫】 容量\leq250L : 1,210 250L$<$容量\leq350L : 1,370 350L$<$容量 : 1,550</p>
㊸溶解炉	<p>鉱物、金属及びその合金等を溶融点以上に加熱して溶融させ、均質の鉱物合成原料、ガラス、合金等の溶湯を得る、すなわち溶解操作を行う炉のうち、熱交換装置で回収した排ガスを燃焼排ガス量で除して算出した数値（排ガス回収率）が85%以上のもの。</p>
㊹熱処理炉	<p>材料に所要の性質を付与することを目的として熱処理を行う炉のうち、熱交換装置で回収した排ガスを燃焼排ガス量で除して算出した数値（排ガス回収率）が80.6%以上のもの。</p>
㊺加熱炉	<p>鋼、非鉄金属を熱間加工するに当たって加熱する炉のうち、熱交換装置で回収した排ガスを燃焼排ガス量で除して算出した数値（排ガス回収率）が80%以上のもの。</p>
㊻ガス焼却炉	<p>塗装、印刷等の工場や酪農舎、食品加工工場などから排出される有臭ガスやVOCなどを焼却する炉のうち、熱交換装置で回収した排ガスを燃焼排ガス量で除して算出した数値（排ガス回収率）が90%以上のもの。</p>

(備考)

※ 各機器において電源周波数50Hz 及び60Hz により効率が異なる場合で、本表中に特段の指定が無い場合は、いずれかが基準となる水準を満たしていれば対象機器となる。

- ※ 冷温同時取出しを行うヒートポンプ等については、(冷却能力+加熱能力)/消費電力で求められる効率が、該当する機器区分の基準値を満たしている場合には対象となる。
- ※ この一覧表に記載された有効数字によってBAT水準を満たすものか判断することとする
(例：出力1000kWを下回る温水ボイラの水準値は105%であるが、JIS B 8222 陸用ボイラ—熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法に準じて算出されたボイラ効率が104.5%である機器は、四捨五入すると105%となるため、基準を満たす)。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

様式 1

平成 年 月 日

一般社団法人温室効果ガス審査協会

代表理事 殿

住 所
法 人 名
代 表 名

印

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）に係る応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 団体等の概要が分かる説明資料及び定款又は寄付行為
2. 直近 2 期分の財務諸表
3. 別添 1 整備計画書
4. 別添 1 別紙 1 事業実施場所の一覧（グループ）
5. 別添 1 別紙 2 他の補助事業の利用状況等について
6. 別添 1 別紙 3 法定耐用年数の根拠について
7. 別添 1 別紙 4 補助対象として導入される先進技術による設備について
8. 別添 2 経費内訳（平成 27 年度）
9. 別添 3 平成 28 年度の年間 CO2 削減目標量の内訳
10. 別添 4 算定報告書
11. 導入する設備・技術に関する説明資料（様式任意）
12. 建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告の写し（直近のもの）
13. 対象設備に関するリース契約書等（案）、リース料計算書（任意様式）（リースの場合のみ）